

保証書

Warranty



工事技献

アフターサービス適用基準

構造躯体				
保証対象部分	保証対象内容	保証期間	保証の対象となる現象例	個別免責事項
基礎	構造強度	10年	構造強度に重大な影響を及ぼす変形、破損 1/50以上の不同沈下	材質的な収縮に起因し、構造上特に支障のない亀裂等 凍害に起因するもの
床	構造強度	10年		
壁	構造強度	10年		
	防水	10年	室内への雨水の侵入による 室内仕上面の汚損	屋根葺材、外壁仕上材の維持管理が不十分なもの 台風、突風等の強風時における開口部からの一時的な漏水 枯葉等の異物の詰まりに起因するもの 建物の使用に影響にない軽微な透水
屋根	防水	10年		
	構造強度	10年	構造強度に重大な影響を及ぼす 変形、破損	材質的な収縮に起因し、構造上特に支障のない亀裂等
白蟻	防蟻	5年	白蟻による構造躯体の損傷	請負者による「防蟻処理工事」実施しないもの 引渡後、土壌を変更する工事を行ったもの又は浸水、崖崩れ等で土壌に変更があったもの 防蟻処理を施していない杭、柵、古材切株等が当該建物に接近していて、それらに起因するもの 環境の変化などによる予見不可能な 白蟻の生態の変化に起因するもの

アフターサービス適用基準

構造躯体以外の下地及び仕上-1

保証対象部分		保証 対称 内容	保証 期間	保証の対象となる現象例	個別免責事項
基礎		仕上 材	2 年	モルタル等仕上材の剥離 床下換気口等の脱落破損	モルタル仕上部の幅2ミリ 以下の亀裂、白華 凍害に起因するもの
床	主用構造部 以外のコン クリート部分 (土間、犬 走り、ポーチ テラス等)	コンクリ ート及び 仕上 材	2 年	著い沈下割れ、仕上材の剥 離 亀裂（防湿コンクリートは除く）	
	室内床 (室内階段 を含む)	下地 材、 仕上 材及 び造 作材	2 年	材質の変質又は変形による 著しい 割れ、反り、すき、きしみ、 床鳴 （機能上差仕えの」ないも のは除く）	
壁	モルタル外 壁	下地 材、 仕上 材及 び造 作材	3 ヶ月	性能に重大な影響を及ぼす 著しい下地材の反り、狂い 及び、仕上材の亀裂、剥離、 変形、破損、垂下り （機能上差仕えのないもの は除く）	モルタル仕上部の幅2ミリ 以下の亀裂 タイル仕上部の幅2ミリ以下 の目地切れ 入居者が取り付けた機 器等によるもの 並びに過度の暖房によ るもの
	内壁				
天 井	軒天材	下地 材、 仕上 材及 び造 作材	2 年		
	室内天井				
屋根及び庇		屋根 葺材 及び 水切、 梱包 等役 物	2 年	著しい割れ、ずれ、変形、 破損	標準以上の積雪に起因 するもの
雨樋		樋及 び金 物	2 年	破損	枯葉などのつまりによ る起因するもの 雪害に起因するもの

アフターサービス適用基準

構造躯体以外の下地及び仕上-2

保証対象部分		保証 対称 内容	保証 期間	保証の対象となる現象例	個別免責事項
外部金物		手摺 及び 面格子	2 年	変形、破損	
建 具	外部建物	建具 及び 付属 部分	2 年	著しい反り、すきま、建付 不良 作動不良 部品の故障	雨、日照による玄関ド ア外側の変色、退色 適度の冷暖房によるもの 機能上影響のない反り、 軽微なひび割れ 建具からの一次的な雨 水の浸入 ガラス、襖紙、障子紙、 網戸の網の破損
	内部建具				
塗 装	外部塗装	塗装、 吹付 仕上 面	1 年 6 ヶ月	著しい剥離、白華、亀裂、 変色	
	内部塗装		2 年		歩行部分（敷居等）
結露		内壁 仕上 面	2 年	水蒸気の発生しない暖房機 器の通常の使用による結露	地域特性、立地条件、 換気不足 水蒸気を大量に発生さ せる様な住まい方によるもの サッシ枠、ガラス面 浴室、洗面室、地下室

アフターサービス適用基準

付帯設備					
保証対象部分		保証 対称 内容	保証 期間	保証の対象となる現象例	個別免責事項
設備	電気	配線	5 年	配管のゆるみ 接続不良による水漏れ 支持不良による破損 配線の接続不良による作動 不良 器具の取付不良、作動不良 器具、製造メーカー保証内容期 間に準ずる	異物のつまり 凍結によるもの 給排水のパッキング 電球、電池等の消耗 品 ガスゴム管
		器具、 設備 類	1 年		
	給排水	配管	2 年		
		器具、 設備 類	1 年		
	ガス	配管	2 年		
		器具、 設備 類	1 年		
	冷暖房	配管	2 年		
		器具、 設備 類	1 年		
	雑 外 部	仕上 げ及 び取 付	2 年	材質変形の著しいもの	
	内 部				
	バルコニー スレ縁 パーゴラ フラワーボックス等				
	下駄箱 収納家具等				

アフターサービス適用基準

一般免責事項	
1	保証期間経過後請負者に申し出されたもの、又は保証該当事項の発生後すみやかに申し出がなかったもの。
2	仕上げの傷などについては、引渡時に発注者より申し出がなかったもの。
3	請負者の定める地盤調査、及び請負者が必要と判断した基礎、地盤の補強工事が実施されなかった場合の不同沈下 に起因するもの。
4	地震、噴火、洪水、津波、台風、竜巻、暴風雨、集中豪雨、落雷などの天災、及び火災、爆発、暴動などの不可抗力 に起因するもの。
5	地滑り、崖崩れ、断層、地割れ、及び敷地の周辺にわたる地盤、地形の変動、沈下、その他予期できない自然、周辺 環境の変化に起因するもの。
6	通常を超える積雪、凍結に起因するもの、若しくは屋根からの落雪等による建物、外構等への損害及び近隣、通行人 等への被害。
7	近隣の土木工事、建築工事、重量車両の通行による振動などの影響によると思われるもの。
8	塩害、周辺の公害現象及び温泉地の亜硫酸ガスなどに起因すると思われる腐食、腐朽などの損傷。
9	公益事業体などの行う電気、電話、ガス工事
10	請負者が指定した構造又は仕様以外に、発注者による追加又は変更が行われたもの。
11	発注者の支給材料、支給機器具類によるもの、又は請負者の施工によらず発注者によるもの。
12	引渡後、発注者が増改築、交換、移動、機器増設、地盤変更などの工事を行われたもの。
13	引渡後、発注者が屋根にペランダ、物干し、水槽などの重量物、又はソーラー機器、アンテナなどの取付を行い、これに起因す るもの。
14	入居者又は第三者の故意又は過失によるもの、若しくは「取扱い説明書」などに示された取扱いによらないなどの、 入居者の不適正な使用、又は維持管理の不備に起因するもの。
15	十分な換気によらない石油ストーブ、ガスストーブなどの長時間使用、又は暖房機器上での水の沸騰、室内での洗濯物干しな どの加湿によって生じる結露現象、若しくはこの結露に起因する通気の不十分な押入、家具などの後ろの壁面、床な どに発生するカビ、シミ、汚れ。
16	契約当時実用化されていた技術では、予測、予防することができない現象、又はこれに起因するもの。
17	発生した瑕疵に起因する被害であっても、2次被害と判断されるもの。
18	ピアノ、本棚等重量物の不適切な設置、使用によるもの。
19	家電製品等メーカーによる保証が行われるものはその保証内容、期間を超える場合。
20	使用材料、部品、設備の自然特性、通常の経年変化に起因する摩耗、汚れ、退色、変色、カビ、サビ、きしみ、及び乾 燥による収縮などで使用上支障のないもの。
21	一般に品質、機能上は影響が少なく認められる音、振動などの感覚的現象、又は使用材料に起因する臭いなど。
22	犬、猫、鳥、ネズミ、ゴキブリなどの小動物の害に起因する損害、機能不良。
23	植物の根等の成長が原因の場合。